

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成22年11月17日（平成22年（行情）諮問第561号）

答申日：平成23年3月7日（平成22年度（行情）答申第579号）

事件名：日米地位協定の実施に係る親合意等の関連文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる8文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成22年3月4日付け情報公開第00380号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「当初決定」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件開示決定通知書は、不開示とした文書を具体的に特定しておらず、異議申立人には処分の妥当性について判断のしようがない。不開示とされた文書の件名は、最低限、明らかにされるべきである。
- (2) 記録された内容を精査し、支障が生じない文書及び部分については開示すべきである

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人より、平成22年1月4日付けで受け付けた開示請求「『親合意』等の関連文書（〔出典〕開示請求番号：2007-00360（番号5）「衆・GL特委理事会協議事項（想定問答、国会答弁資料等）」に該当するものすべて」に対し、文書8件を本件対象文書として特定の上、全8件を不開示とする決定を行った（当初決定及び平成22年11月12日付け情報公開第02005号により外務大臣が行った不開示決定（以下「再決定」という。))。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、日米地位協定の実施に関して日米間で協議する日米合同委員会に議題として提出され、同合同委員会議事録の一部を構成している文書である。

3 不開示とした理由について

日米合同委員会では、日米地位協定の実施に関し協議を必要とするすべての事項に関して、忌たんのない協議や意見交換を行っている。かかる協議によって、在日米軍をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、協議の非公開性は在日米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要な要素となっている。

在日米軍をめぐる諸問題は、その性質上、日米両国の国家全体としての利害のみならず、在日米軍の地域社会の利害、日本国内の諸勢力の利害など様々な利害が絡み合っているところ、公表を前提とした協議ではこのような複雑な利害関係の調整を図ることは極めて困難である。

このような事情から、日米合同委員会の意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されており、仮に本件対象文書が開示されることとなれば、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあり、ひいては在日米軍をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがある。

以上のように、本件対象文書は、公表を前提としない協議の記録の一部をなすものであり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したため、法5条3号に該当し、不開示とする決定を行ったものである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである旨主張しているが、今般改めて精査した結果、本件対象文書は日米合同委員会における日米間のやり取りの一部を構成するものであって、提出されたメモを含む同委員会の議事録は、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されており、部分的にでも公にすることにより、米国との信頼関係を損なうおそれがあるので、不開示としたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成22年11月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月3日 審議
- ④ 平成23年3月3日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「『親合意』等の関連文書に該当するものすべて」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する文書として、開示請求文言をそのまま用いて文書特定を行った上、そのすべてを不開示とする当初決定を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示とされた文書の件名を明らかにすること及び不開示部分の開示を求めて異議申立てをした。

本件異議申立てを受け、処分庁は、当初決定で特定した文書名を変更し、別紙に掲げる8文書を本件対象文書として特定した上、そのすべてを不開示とする再決定を行った。

本件異議申立ては、当初決定に対して申し立てられたものであるが、再決定は当初決定に追加して文書名を特定するために行われたものであり、同一の本件開示請求に対してされたものであること、また、再決定が行われた後も本件異議申立てが維持されていることから、再決定に対しても不開示部分の開示を求めているものと解することができる。

そして、諮問庁は、法5条3号に該当するとしてすべてを不開示とした当初決定及び再決定は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書を見分した結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(以下「日米地位協定」という。)は、昭和35年に発効したものであり、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定」(以下「日米行政協定」という。)を改めたものである。

日米地位協定及び日米行政協定については、当該協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府の協議機関として、それぞれ日米合同委員会が設置されている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、日米地位協定及び日米行政協定のいずれの場合にも、日米合同委員会の協議に関する内容のすべてにつき日米双方の合意がない限り公表しないことが日米両国間で合意されているとのことであった。

(2) 本件対象文書は、日米地位協定ないし日米行政協定に基づく日米合同委員会における協議にかかわる文書であり、当該委員会における協議は日米双方の合意がない限り公表されないことを前提に行われていることから、これを公にすることにより、今後、米国との間で忌たんのない協議ないし意見交換を行うことが困難となり、ひいては在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両国政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動が阻害されることを通じて米国との

信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 遠藤みどり, 委員 池田綾子, 委員 橋本博之

(別紙)

- 文書 1 : Telecommunications-Electronics Agreement
- 文書 2 : Electronic Interference at United States Forces, Japan,
Communications
- 文書 3 : Establishment of Ad Hoc Subcommittee for Resolution of Electronic
Interference Problems at United States Forces, Japan,
Communications Facilities and Area
- 文書 4 : Terms of Reference, Ad Hoc Subcommittee for Resolution of
Electronic Interference Problems at U.S. Forces, Japan,
Communications Facilities and Area
- 文書 5 : Agreement Relating to Customs Examination
- 文書 6 : Minutes of the 244th Meeting of the Joint Committee under the
Administrative Agreement
- 文書 7 : Minutes of the 101th Meeting of the Joint Committee under the
Administrative Agreement
- 文書 8 : Agreement Relating to Air Traffic Control